

No.	5		
名称	相模台通り地区 地区計画		
決定(変更)告示日	平成3年4月1日(当初) 平成8年5月10日(変更)・・・新用途地域に伴う変更		
告示番号	座間市告示第43号(当初) 座間市告示第52号(変更)		
位置	座間市相模が丘一丁目		
面積	約0.2ha		
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は、小田急小田原線小田急相模原駅北口に位置し、本市における地区中心商業地として位置づけられている。 このため、地区計画の策定により計画的に建築物を誘導し、適正かつ合理的な土地利用を図り、魅力ある商業地を形成することを目標とする。	
	土地利用の方針	小田急相模原駅北口に位置することから、商業、業務の利便を増進するとともに、適正かつ合理的な土地利用を図る。	
	建築物等の整備方針	建築物の1階に商業・業務機能の集積を図るとともに、建築物と道路の境界部分に安全で快適な歩行者空間の確保を図れるよう建築物を適切に誘導する。	
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	1. 次のに掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 市道7号線に4m以上接する敷地における建築物で、1階全部を住宅、共同住宅、寄宿舍又は下宿の用途に供するもの (2) 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50㎡を超えるもの (3) 建築基準法別表第2(と)項第3号に掲げる事業を営む工場 (4) 倉庫業を営む倉庫 (5) 建築基準法別表第2(と)項第4号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供するもので政令で定めるもの 2. 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業を営む工場は、この限りでない。 (1) 原動機を使用するパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、その他これらに類する食品製造業(食品加工業を含む)を営むもの (2) 建築基準法別表第2(と)項第3号(5)に掲げる事業中裁縫及び編物 (3) 建築基準法別表第2(と)項第3号(12)に掲げる印刷
		壁面の位置の制限	敷地が市道7号線に接する建築物の壁又は柱の面で地盤面からの高さ2.5m以下の部分は、道路境界から1m以上後退した位置とする。

相模台通り地区 地区計画区域図

